

浅口市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年5月7日

浅口市	監査委員	円尾	純也
同		香取	良勝

浅 監 第 3 1 号
令 和 3 年 4 月 3 0 日

請求人

(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 円尾 純也
同 香取 良勝

浅口市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和3年3月5日付けで地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定により提出された浅口市職員措置請求について監査を実施したが、同条第11項の規定に定める監査委員の合議には到らなかったことから、下記のとおりそれぞれの監査委員の見解を付して通知する。

記

1 請求の受付

(1) 請求人

住所 (住所省略)

氏名 (氏名省略)

(2) 請求書の提出日

令和3年3月5日

(3) 請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

住民監査請求書

浅口市監査委員様

令和3年3月5日

提出者 住所 (住所省略)

職業 (職業省略)

氏名 (氏名省略)

(趣旨)

浅口市は大谷地区元気いっぱいまちづくり協議会に対し、令和元年度大谷人づくり・まちづくり研修事業補助金として450,000円を交付した。その補助事業等実績報告書によると、ちょうちん設置補助金として218,130円を支出している。

添付の写真の通り製作、設置された「ちょうちん」には大きく金光教のシンボルが描かれており、また設置場所も金光教の近隣の大通りであり、金光教の宣伝便益を図るものである。

この「ちょうちん」の製作、設置のための公金使用は憲法20条、及び憲法89条に違反するものである。

「市長は関係機関に対し、上記違法な公金支出行為に対し、ちょうちん製作、設置費用の返還を求める措置を講ずること」

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明を添付の上、必要な措置を請求します。

添付書類

- 1) 令和2年5月13日付け補助事業等実績報告書
- 2) 1) に添付の令和元年度大谷地区元気いっぱいまちづくり事業決算書
- 3) 1) に添付の令和元年度大谷地区元気いっぱいまちづくり事業報告書
上記添付文書は文書開示された文書の写しである。
- 4) 補助金により製作、設置された「ちょうちん」の写真

(以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。)

(4) 請求の受理

本件措置請求については、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和3年3月18日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件措置請求書から、請求人が求める措置内容を次のように解した。

浅口市が大谷地区元気いっぱいまちづくり協議会(以下「協議会」という。)に対し、令和元年度大谷人づくり・まちづくり研修事業補助金を交付しているが、協議会の行った事業のうち「あかりプロジェクト」としてちょうちんの製作、設置に対し補助金218,130円を支出している。

この製作、設置されたちょうちんには大きく金光教のシンボルが描かれており、この事業に対する公金使用が憲法第20条、及び第89条に違反するものである。

よって、市長は関係機関に対し、協議会の行ったちょうちんの製作、設置に対する補助金交付は違法な公金支出行為であるため、同事業に係る補助金を返還させる措置を講ずることを求める。

(2) 監査対象部局

金光総合支所市民生活課

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和3年3月24日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、金光総合支所市民生活課の職員(以下「関係職員」という。)を立ち会わせた。

なお、新たな証拠として、ちょうちんが設置されている箇所の写真3枚の提出があった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 金光教の全国信徒会、霊地信徒会という宗教団体が横断幕を設置しているが、これを設置している通りの両側に金光教のマークを付けたちょうちんを掲揚している。このちょうちんの製作、設置に公金が使われている。
- ② 金光教の休憩所、関連施設である金光教徒社にも同じように金光教のマークを付けたちょうちんを設置している。金光教徒社は宗教関係の組織で

あり、そこに公金でちょうちんを作って設置することは、憲法第20条の「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。」とある宗教活動に助成をしていることになる。

- ③ 憲法第89条には「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」とあるが、金光教徒社や休憩所にちょうちんを設置することは団体の便益を図っていることになり、また、協議会が公の支配に属しない慈善、博愛の事業を行っているということではないが、そこに出した支出に対しその利用に供してはならないということからも、明確に憲法に反する支出が行われている。
- ④ 行政の担当者としては、ちょうちんがどこに掲揚され、どのようなものを製作するのか申請当時分からなかったとしても、掲揚されて期間も経過していれば確認できるはずである。よってちょうちんの設置補助として使われた218,130円の返還を求める。

(4) 関係職員の陳述

令和3年3月24日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

申請から実績報告に至るまで市の補助金等交付規則に則り書類の処理を行った。ちょうちんに描かれたマークについては把握しきれていない部分もあった。

(5) 関係人への調査

関係人である協議会代表者等へ詳細説明を求め出頭依頼を行ったが、協力が得られなかった。

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

①関係法令等

(ア) 憲法

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

(イ) 浅口市補助金等交付規則（平成18年浅口市規則第48号。以下「交付規則」という。）

第3条 補助金等に係る予算の執行は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならない。

(第4条省略)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(第2項省略)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

(第2項以下省略)

(第7条省略)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に対し、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(第9条、第10条省略)

第11条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付決定の対象となった事業計画及び交付決定に付した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

(第12条～第14条省略)

第15条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了した日から起算して20日以内に、補助事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときもまた同様とする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(第2項省略)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(第17条省略)

第18条 補助金等は、第16条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

第19条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の処分に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用する。
- (第3項省略)

第20条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときには、その返還を命ずるものとする。
- (以下省略)

②本件補助金交付に係る事実（事実を確認した書類）

(ア) 補助金の交付申請

補助金の交付申請に係る事務手続きについては、交付規則第5条に定められており、令和元年7月1日付けで令和元年度の補助金等交付申請書（申請額450,000円）が事業計画書、事業予算とともに提出され、金光総合支所市民生活課（以下、「市民生活課」という。）において同日付けで受理していた。

(イ) 補助金の交付決定

補助金の交付決定に係る事務手続きについては、交付規則第8条に定められており、市民生活課は令和元年7月1日付けで提出された補助金等交付申請書等を審査し、適当であると認め、令和元年7月1日付けで補助金等交付決定通知書（交付決定額450,000円）を申請者へ通知していた。

(ウ) 補助金の交付

補助金の交付に係る事務手続きについては、交付規則第18条に定められており、補助金等交付決定通知書の通知後の令和2年2月21

日付けで補助金等交付請求書（請求額450,000円）が提出され、市民生活課は令和2年3月5日に概算払いで交付していた。

(エ) 実績報告

補助金の事業実績報告に係る事務手続きについては、交付規則第15条第1項に定められており、令和2年5月13日付けで補助事業等実績報告書が事業報告、事業決算書、監査報告書とともに提出され、同日付けで市民生活課において受理していた。決算額については収入450,904円、支出450,460円であった。

(オ) 補助金の額の確定

補助金の額の確定に係る事務手続きについては、交付規則第16条に定められており、市民生活課は提出された補助事業等実績報告書及び添付書類を審査し、適正であると認め、同日付けで確定通知書（確定額450,000円）を申請者へ通知していた。なお、令和2年5月14日に精算処理を完了していた。

(カ) 協議会からの資料提供

実績報告時に市民生活課へ提示した資料等の提供を協議会へ求め、以下の資料の提供があった。

(ア) 決算書需用費に計上された印刷製本費について

おおたに日和マップのリニューアルに伴う印刷代として82,000円の領収書と、成果品を確認した。

(イ) 決算書委託料に計上された意見交換、アンケート作成・集計・結果配付について

まちづくりガイドライン策定に関わる支援として、アンケートの作成、集計、結果報告の配布を委託しており、150,330円の領収書と成果品を確認した。また、アンケートの回答用紙558件も確認した。

(ウ) 決算書ちょうちん設置補助金に計上された経費について

ちょうちん15個の製作費として198,330円の領収書と、2箇所への新規取付費として19,800円の領収書を確認した。

なお、今回製作したちょうちんは大谷地区内の13箇所へ設置していた。

(2) 結論

本件請求については、法第242条第11項の規定に基づき、監査委員の意見の一致を図るべく、合議が整うよう協議を重ねたが、監査委員の合議が

整わなかったため、次のようにそれぞれの監査委員の見解を付す。

円尾監査委員の見解

協議会に対し、令和元年度大谷人づくり・まちづくり研修事業補助金を交付したが、事業の一部には宗教団体の宣伝便益を図るものが含まれており、その使途が憲法第20条、及び憲法第89条に違反するものであるとの主張について

協議会会則の第2条に協議会の目的があり、「本会は、この地区を浅口市金光町の顔にふさわしい風格と賑わいを備えた、魅力あるまちに育成することにより、この地区の活性化と住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。」とある。また、第3条では第2条の目的を達成するため、次の事業を行うとある。

- (1) まちづくりの基本方針を定め、それを推進するための必要な施策
- (2) 先進地の視察、及び研究会、勉強会等の開催
- (3) まちづくりに必要な調査と資料の収集
- (4) 地域住民及び関係者への情報の伝達
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

本件監査の対象となったちょうちん設置に対する補助金交付について、これは協議会が行う「あかりプロジェクト」といわれる事業のことであるが、協議会の目的にある大谷地区を風格と賑わいを備えた、魅力あるまちに育成することにより、地区の活性化を目指し実施されている事業で、地区の通りにちょうちんを設置することで視覚的に明るさを創出し賑わいをもたらそうとするものであり、会則の目的に合致したものと言える。

しかし、請求人が指摘するのは、そのちょうちんに宗教団体である金光教のシンボルマークが描かれていることである。宗教団体については宗教法人法に次のとおり定義されている。

第2条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- (1) 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- (2) 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

このように明記されており、上記法令からすると、金光教は宗教団体に該当する上、そのシンボルマークである「八つ波の紋」と言われる教紋が

ちょうちんに描かれているのが証拠写真から確認できる。

政教分離原則と憲法第20条第3項及び第89条との関係については、最高裁判所において次のように判事されている。

憲法は、第20条第1項後段、第3項、第89条において、いわゆる政教分離の原則に基づく諸規定（以下「政教分離規定」という。）を設けている。

一般に、政教分離原則とは、国家（地方公共団体を含む。以下同じ。）は宗教そのものに干渉すべきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされているところ、国家と宗教との関係には、それぞれの国の歴史的・社会的条件によって異なるものがある。

（中略）

しかしながら、元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。そして、国家が社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するに当たって、宗教とのかかわり合いを生ずることを免れることはできないから、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、實際上不可能に近いものといわなければならない。さらにまた、政教分離原則を完全に貫こうとすれば、かえって社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることを免れない。これらの点にかんがみると、政教分離規定の保障の対象となる国家と宗教との分離にもおのずから一定の限界があることを免れず、政教分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的・文化的諸条件に照らし、国家は實際上宗教とある程度のかかわり合いを持たざるを得ないことを前提とした上で、そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、いかなる場合にいかなる限度で許されないこととなるかが問題とならざるを得ないのである。このような見地から考えると、憲法の政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。

上記の政教分離の意義に照らすと、憲法第20条第3項にいう宗教活動

とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが上記の相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為が上記の宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。

憲法第89条が禁止している公金その他の公の財産を宗教上の組織又は団体の使用、便益又は維持のために支出すること又はその利用に供することというのも、上記の政教分離原則の意義に照らして、公金支出行為等における国家と宗教とのかかわり合いが上記の相当とされる限度を超えるものをいうものと解すべきであり、これに該当するかどうかを検討するに当たっては、上記と同様の基準によって判断しなければならない。(最高裁判所平成9年4月2日判決)

以上の考え方に照らすと、協議会の行う「あかりプロジェクト」の事業に金光教の教紋が必要であり、それがなければ当該事業の目的を達成することができないのか、また、その教紋が広く地域のシンボルであると認識され、金光教への信仰を助長するものでないかで判断することとなる。

金光町大谷地区は古くから金光教の門前町として栄えてきた歴史があり、金光教とは切り離せないところがあるものの、協議会の目的は金光教に関するものでなく、また、協議会を組織する者は会則に大谷地区内の住民、各種団体の代表者、その他事業推進に特に必要と認められる者で役員会の議を経て承認された者とあり、会員すべてが金光教の信者とは言えないことから、ちょうちんに金光教の教紋は必要であるとは言えず、むしろ教紋を描くことにより特定の宗教に対する援助、助長をしていると言わざるを得ない。さらにちょうちんの製作、設置には市からの補助金が充てられていることから、このことが憲法第89条に反すると判断できる。

よって、ちょうちん設置に係る経費218,130円を返還すべきである。

香取監査委員の見解

協議会に交付した補助金の使途が憲法第20条、及び憲法第89条に違反

するものであるとの主張については、円尾監査委員と見解は同一であるが、協議会が実施したアンケート調査について、調査の目的、意図、効果等の詳細な内容について確認できる資料もなく、さらに、詳細説明のため協議会代表者に出頭要請したが協力が得られず、補助金の使途について疑念が拭えなかった。

また、資料請求したアンケートの回答済み用紙の確認はできたものの、無記名方式であるため信憑性に欠けるものであり、実施の必要性があるとは言えず不当な支出であると判断する。

よって、ちょうちん設置に係る経費 218,130 円、及びアンケート実施に係る経費 150,330 円の合計 368,460 円を返還すべきである。

以上、監査委員の見解を付す。